

蜜蜂飼育者 様

香川県農政水産部畜産課長

蜜蜂の飼育の届出について

平素は、本県の養蜂振興に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、蜜蜂の飼育を行う方は、養蜂振興法第 3 条に基づき、毎年 1 月 31 日までに、同法に定める事項を知事に届け出なければならないとされています。


つきましては、令和 7 年 1 月 31 日までに、下記のとおり同法施行細則第 2 条第 1 項に定める蜜蜂飼育届（第 1 号様式）を提出してください。提出にあたっては、「香川県電子申請・届出システム」の利用を御検討ください。なお、同システムの稼働に伴い、電子メールでの届出の受付は廃止しましたので、御注意ください。

記

- 1 届出期限 令和 7 年 1 月 31 日（金）
- 2 提出先 香川県農政水産部畜産課
住所 〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号
FAX (087)806-0204
香川県電子申請・届出システム

3 届出方法及び様式

1) 香川県電子申請・届出システムの場合

 パソコン、スマートフォンからアクセス可能
キーワード「蜂」で検索し、次の 2 つから手続きを選択し、
システムの案内に従って記入して下さい。

蜜蜂飼育届【蜜蜂の飼育の場所が 4 か所以下の場合】

蜜蜂飼育届【蜜蜂の飼育の場所が 5 か所以上の場合】

香川県電子申請・届出システム



2) 窓口持参、郵送、FAX の場合

蜜蜂飼育届（養蜂振興法施行細則第 1 号様式）
電子データは香川県畜産課ホームページから
ダウンロードしてください。

畜産課ホームページ



お問い合わせ

香川県農政水産部畜産課生産流通グループ 坂下、矢野

TEL : 087-832-3427

養蜂振興法（抄）

（蜜蜂の飼育の届出）

第3条 蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 蜂群数
- 三 飼育の場所及びその期間
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2～4 （略）

養蜂振興法施行規則（抄）

（届出）

第1条 養蜂振興法（以下「法」という。）第3条第1項の規定による届出は、毎年1月31日までにしなければならない。

2 法第3条第1項ただし書に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合
- 二 密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂の飼育を行う場合
- 三 反復利用が可能な蜂房を利用しないで蜜蜂の飼育を行う場合であつて、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと都道府県知事が認める場合

3・4 （略）

養蜂振興法施行細則（抄）

（飼育の届出）

第2条 法第3条第1項の規定による届出は、蜜蜂飼育届（第1号様式）により行うものとする。

【蜜蜂飼育者の皆様へ】

配置調整へのご協力をお願いします。

限られた蜜源植物を、蜂群同士が争うことなく最大限利用するためには、地域の蜜源植物の植栽状況に応じた蜂群の配置調整が必要です。



ポイント

- ★ 蜜蜂を飼育する**全ての方**は、**毎年1月末までに**、飼育届を**住所地の都道府県**に提出する必要があります。
- ★ 今般、蜂群の配置調整の対象となる「**養蜂業者***」の範囲が**拡大されました**ので、ご注意ください。
 - 〔※ 試験研究用又は蜂蜜等の自家消費のために小規模で蜜蜂を飼育する個人を除き、反復継続して蜜蜂を飼育している場合は、養蜂業者にあたります。〕
- ★ 飼育届は、提出をもって飼育が許可されるものではなく、**提出後に蜂群の配置調整が必要となる場合があります**。
- ★ 飼育計画に基づかない蜂群数の増加や飼育場所の変更は、飼育変更届の提出が必要になるとともに、**改めて蜂群の配置調整が必要となる場合があります**。
- ★ 不適切な管理による病気の発生は、**地域の適正な蜂群配置等に悪い影響を与えます**。

お願い



飼育届の徹底と都道府県による蜂群配置の適正化へのご理解・ご協力をお願いします。

蜜蜂飼育者間のトラブルの回避や、限られた蜜源の有効活用、
疾病まん延の防止等に寄与します。



○お問い合わせ先

農林水産省畜産局畜産振興課

TEL : 03-3591-3656 (ダイヤル) メールアドレス : beekeeping@maff.go.jp

香川県畜産課生産流通グループ

TEL : 087(832)3427 メールアドレス : chikusan@pref.kagawa.lg.jp

ミツバチを飼育する方々へ



都道府県への飼育届の提出

- ★ ミツバチを飼育する全ての者は、**毎年1月末までに飼育届を住所地の都道府県に提出**する必要があります。届出をせず飼育を継続した場合、法に基づき過料に処されるおそれがあります。(養蜂振興法第3条第1項、第14条)
- ★ セイヨウミツバチ、ニホンミツバチ、**どちらも届出が必要**です。
- ★ 「自然巣洞」や「重箱式」等の飼育方法でも、**反復利用している場合は届出が必要**です。
- ★ 飼育届の受理をもって蜂群の配置が許可されるものではありません。ミツバチの飼育を始める前には**周辺のミツバチ飼育者と配置調整が必要**であり、調整の結果次第で飼育場所の再検討や蜂群数の減群等を求められる場合もあります。

ミツバチの飼育の際に気を付けること

注意

ミツバチの飼育は周辺住民や他の飼育者とのトラブルが起こる可能性があるため注意が必要です。

よくあるトラブル

刺傷事故

- ミツバチが人を刺すこともあるため、周辺の人には飼育のことを伝え、**理解を得ておきましょう**。特に、春から夏にかけては分蜂防止対策を講じる等、適正な群数の維持に努める必要があります。

フンの被害



- ハチのフンにより、周辺住民の洗濯物や車を汚してしまうことがあります。**飼育場所の周辺には十分配慮しましょう**。

スズメバチ



- 秋になると、ミツバチを餌とするスズメバチが巣に飛来することがあります。スズメバチは攻撃性が強く、周辺の住民が刺されることがあるため大変危険です。

ふそ病やバロア症(ダニ)などの被害

- 適切な管理を行っていないと、ふそ病やバロア症(ダニ)などの病気の温床となり、他の養蜂家にも影響を与えることがあります。マニュアル等を参考に適切に管理しましょう。また、**異常が見られた場合は近隣の家畜保健衛生所に連絡してください**。

トラブルを起こさないために

日頃から周辺の住民の方に対し、ミツバチを飼育することへの理解を得るためにコミュニケーションをとっておくことが重要です。また、飼育に関する知識や技術を習得することでトラブルを未然に防ぐこともできますので、**ご自身で勉強するとともに、地域の実情に詳しい方が行う講習会の受講や既に蜜蜂の飼育を行っている方から助言を受ける**など、適切な対応を取るようにしましょう。

(問い合わせ先)

香川県農政水産部畜産課 TEL: 087 - 832 - 3427
農林水産省 畜産局畜産振興課 TEL: 03 - 3591 - 3656

(ミツバチ飼育の技術指導手引書関係)

(一社)日本養蜂協会 TEL: 03 - 3297 - 5645

腐蛆病（ふそびょう）について

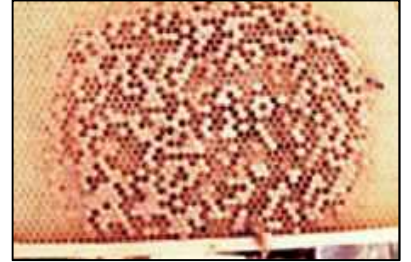
ふそ病

- ★ ふそ病はふそ病菌（アメリカふそ病菌・ヨーロッパふそ病菌）により発症する疾病で、家畜伝染病予防法により法定伝染病に指定されています。蜂の幼虫が病原体を含む餌を摂取したときに、発症し死亡します。



←アメリカふそ病によって死亡した蜂児

感染していると棒を巣房に差し込み引き出すと糸を引いた状態になります。



↑ヨーロッパふそ病によって死亡した蜂児

感染予防

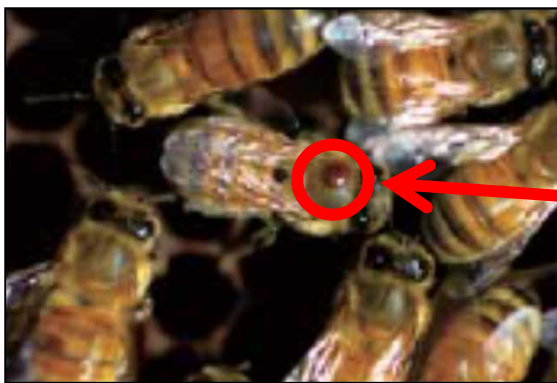
- ★ ふそ病の発生蜂群は焼却し、本病の蔓延を防止します。盗蜂（ミツバチが他の巣の蜜を盗む行為）も感染原因となるため発生群の適切な処理が必要です。

写真：（一社）日本養蜂協会より

バロア症（ダニ）について

バロア症

- ★ バロア症はミツバチの外部に寄生するミツバチヘギイタダニによる疾病で、届出伝染病に指定されています。寄生したミツバチを弱らせて養蜂業に経済的被害を与えています。



ミツバチヘギイタダニ

感染予防

- ★ 感染予防には成蜂や蜂児の移動禁止などの管理対策が必要です。また、寄生したダニを駆除するため、殺ダニ剤による薬剤処理等の対策を行います。

◎ ふそ病やバロア症の防除技術など養蜂の飼養管理に関するマニュアル等の情報は以下のサイトに掲載されているので参考にしてください。

<http://www.beekeeping.or.jp/technology>